

市川市廃棄物減量等推進審議会関係 例規

○市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 抜粋

(市川市廃棄物減量等推進審議会の設置)

第8条 一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ調査、審議するため、市川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成15年条例56号〕

(審議会の組織)

第9条 審議会は、非常勤の委員15名で組織し、その委員は、市議会議員、学識経験者、市民の代表者及び民間諸団体等の推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の事務は、清掃部において処理する。

4 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成14年条例1号・23年4号・27年1号〕

○市川市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第10条第5項の規定に基づき、市川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則2号〕

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成16年規則2号〕

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

一部改正〔平成16年規則2号〕

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成16年1月7日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。